

～風しんの免疫が不十分な宇都宮市民の方へ～

風しん予防接種費用の一部を補助します

妊婦、とくに妊娠初期のお母さんが風しんにかかると、赤ちゃんにも感染し、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気がある、発達がゆっくりしているなどの「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

赤ちゃんを先天性風しん症候群から守るため、風しん抗体検査の結果、風しんの免疫が不十分な方を対象に、風しん予防接種費用の一部を補助します。

【助成対象者】 宇都宮市内に住民登録があり、風しん抗体検査の結果、風しんの免疫が不十分な方(※)で、次のいずれかに該当する方

- ① 妊娠を予定する又は妊娠を希望する女性
- ② ①の女性の配偶者などの同居者
- ③ 妊娠している女性の配偶者などの同居者

※「風しんの免疫が不十分な方」とは、風しん抗体検査の方法が「E I A法」による場合は検査結果がE I A価8.0未満の方、「H I法」による場合は検査結果が1.6倍以下の方が該当します。ただし、それ以外の検査方法であっても、H I法・E I A法における基準と同等と認められる場合は、補助対象となります。

【助成対象予防接種】 風しん(単独)予防接種、麻しん・風しん混合予防接種

【助成金額】 3,000円(上限)

※ 風しん(単独)ワクチンで接種した場合も、麻しん・風しん混合ワクチンで接種した場合も、助成される金額は同じです。なお、接種費用は医療機関によって異なりますので、接種を希望する医療機関にご確認ください。

【助成方法】 医療機関の窓口で接種費用を全額支払った後、宇都宮市へ補助金の申請をしてください。口座振込により補助金の払い戻し(償還払い)を行います。

【補助金の申請窓口】 宇都宮市保健所保健予防課(宇都宮市竹林町972)

- 【申請に必要な書類】
- (1) 風しん抗体検査陰性者予防接種補助金交付申請書
 - (2) 風しん抗体検査陰性者予防接種補助金交付請求書
 - (3) 予防接種の領収書の原本(接種した予防接種名が記載されているもの)
※ 申請受付は、接種後6か月以内のものに限ります。
 - (4) 予診票の写し
 - (5) 風しん抗体検査の結果通知書の写し
 - (6) 預金通帳の写し

◎ 予防接種を希望される場合は、事前に医療機関へお問い合わせください。

問合せ先・・・宇都宮市保健所 保健予防課 予防接種グループ 電話626-1114